

サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者となった後(資格の更新)

- 実践研修(平成30年度までにサービス管理責任者等となった者は、1回目の更新研修)修了の翌年度から起算して、5年間のうちに1回ずつ更新研修を修了しなければならない。
- 平成30年度までにサービス管理責任者等となった者は、令和5年度末までに1回目の更新研修を修了しなければならない。
※ 最終期限の令和5年度は受講申込みの集中が予想
- 期限までに更新研修を修了しなかった場合、実践研修を修了すれば、サビ管・児発管として再び従事できる。

